

第 2 4 回

上富良野町農業委員会議事録

平成 2 2 年 3 月

上富良野町農業委員会

上富良野町農業委員会 第24回農業委員会総会議事録

1 日 時 平成22年 3月 5日

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 委員定数 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	北川 正	2	佐藤 祥一	3	大場 健二
4	数山 善一	5	白井 一宏	6	川上 幸夫
7	青地 修	8	村上 隆司	9	瀬川 英幸
10	一色 悟	11	菊地 利夫	12	中瀬 実

4 出席した委員 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	北川 正	2	佐藤 祥一	3	大場 健二
4	数山 善一	5	白井 一宏	6	川上 幸夫
7	青地 修	8	村上 隆司	9	瀬川 英幸
10	一色 悟	11	菊地 利夫	12	中瀬 実

5 欠席した委員
なし

6 遅刻した委員
なし

第24回 農業委員会総会議事録

会長挨拶 省略

諸般の報告 別紙（局長より報告）

日程第1 会議録署名委員の決定

11番 菊地利夫君

1番 北川正君

両君に指定決定する。

附議事項

日程第2 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について

日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について

（農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限）

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法基本構想に関する協議について

第 2 4 回上富良野町農業委員会議事録

◎ 開 会

議 長 ただいまの出席委員は 12 名であります。
定数に達しておりますので、これより第 2 4 回上富良野町農業委員会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「局長」

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第 1 会議録署名人の決定

議 長 会議録署名委員の指名は、11 番 菊地利夫 君、1 番 北川 正 君に決定いたします。

◎日程第 6 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法基本構想に関する協議について」

議 長 日程の変更について、日程第 2 の前に日程第 6 「議案第 3 号」を審議いたしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

「異議なしの声あり」

ご異議なしと認めます。日程第 2 の前に日程第 6 を審議いたします。

議 長 日程第 6 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法基本構想に関する協議について」の件を議題といたします。

事務局より、議案第 3 号を朗読させます。「事務局」

産業振興課農業振興班北山主査より、議案第 3 号の説明をいたします。

事務局 「議案第 3 号議案朗読」

議 長 産業振興課農業振興班 北山主査より議案に関する説明をいたします。

北山主査 「議案第3号に関する説明」、農地法改正に伴う関連部分の改正を行うもので、平成23年度には全面的な見直しを行うこととしています。

改正の主な点は4項目ありまして、農地利用集積円滑化事業の新設、遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置に関する規定の廃止、特定法人貸し付け事業の実施に関する規定の廃止、利用権の設定等を受ける者の要件の変更等でございます。改正後の基本的な構想は、別紙資料のとおりでございますので、ご高覧いただきたいと思います。

議 長 これをもって、議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

川上委員 民主党政権に代わり、担い手の条件等は変わっていますか。

北山主査 認定農業者の位置づけについては、前と同じで基本構想をもとに認定農業者の認定を進めていきます。認定農業者の水田畑作安定対策は、条件が変わっていないところです。

議 長 何かございませんか、なければこれをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

***** 以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。*****

◎日程第2 諮問第1号 「農用地利用集積計画の作成について」

議長 日程第2 諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。事務局より、諮問第1号を朗読させます。「事務局」

事務局 「諮問1号朗読説明」

議長 関係委員より提案に関する補足説明をいたします。
整理番号 所20・所21・所22について1番 北川委員。

北川委員 所20・所21・所22について、補足説明をいたします。

所の20番、土地の所在は東〇〇線北〇〇号、東中の街から東の山に向かってベベルイ川を渡って500mほど行ったところ。土地の形状は、8反程の水田3枚のうち2枚が畑で、1枚が水田です。単価は、近隣の売買事例に合わせて水田14万5千円、畑は7万5千円ということで売買が成立したところ。出し手の〇〇さんは、離農して賃貸をしていました。受け手の〇〇さんは、水田と畑作をしていまして地域を担っていく方でございます。以上で20の説明を終わります。

続いて所の21番、土地の所在は東〇〇線北〇〇号です。出し手の〇〇さん、21番と22番の水田と畑でございます。今回、出されている一部が〇〇さんで土地隣りで、隣接地を〇〇さんが購入ということになります。〇〇さんの購入地については、反当12万円で、売買成立です。

次に所の22番、〇〇さんが買った以外の土地は〇〇さんが受け手でございまして、水田5筆、1筆畑3反5分ほどあります。水田は12万円、畑で7万5千円ということで売買が成立した案件でございます。

慎重審議いただきまして、お認めいただければ幸いです。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

瀬川委員 〇〇さんと〇〇さんの境界は、川ですか。

北川委員 説明が、不足していました。用水が入っているので、〇〇さんが一括して受けることも考えましたが、用水をまたいで管理するのは大変なので、〇〇さんが隣接しているの、管理がしやすいということで分割することとなりました。

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、所20・所21・所22を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

***** 以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。*****

議 長 整理番号 所23について7番 青地委員。

青地委員 ○○さんの件です。前回の総会で、○○さんとの合意解約の報告を受けた土地です。再処分で、斡旋による売買として出された土地です。場所は、東中○○線北○○号です。買い手は、親戚関係の○○さん、○○会社さんです。貸していた時には、土地の管理が悪く荒れていたため土地の価値が下がるということで、北川委員とも管理について懸念していたところです。買い手の○○さん、○○さんが代表で法人形式をとること手続きを進めることとなり、現在に至りました。

慎重審議いただき、お認めいただきたいと思えます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、所23を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

***** 以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。*****

議長 整理番号 所24、賃14、賃15、賃16、賃29、賃30について
9番 瀬川委員。

瀬川委員 所の24について、出し手の〇〇さん〇〇さんのお父さんです。2人とも健在ですが、〇〇さんが農家をできないということで出てきた案件です。〇〇さんに買ってもらう土地ですが、〇〇さんの家の近くで、道路を挟んだ下にあります。〇〇-8と12番は、西〇〇線道路から入らなければならないところで、国道側からも入れますが出入りが大変なところです。〇〇-9は、〇〇さんの土地で賃貸に出されていましたが、協議しまして売買ということで成立したものです。

続いて、賃の14、賃15は〇〇さん名義、賃29、賃30は〇〇さん名義の土地で、隣接している〇〇さんと〇〇さんに賃貸することになりました。賃の14、賃29ですが、借り手は〇〇さんで経営移譲によりまして経営主になっています。地図で見たとおり、ギザギザになっているのは、元の河川用地ですが現状は耕作し、四角い形になっています。条件は悪くない土地です。賃貸料は、10a 当たり5千円で、賃貸することになりました。

つぎの賃の15、賃30、江花の〇〇君に借りていただくことで、全部畑です。〇〇さんが、近くで耕作して借りをもらうことになりました。傾斜はありませんが、湿気るところがあり、川も挟んでいるなど条件があまりよくないので、10a 当たり3,500円で、賃貸することになりました。〇〇-5は、〇〇さんの住宅のすぐ上の所で同じく、3,500円で賃貸となりました。

つぎ賃の16、〇〇さんから出ました土地で、〇〇さんが借りていた土地ですが〇〇さんが止めることで出されたのと、〇〇さんの土地でしたが、〇〇さんが亡くなり相続も終わり再処分に出てきた案件です。南側が〇〇で、北向きで傾斜がきついので作りにくいこともありますが、島津の〇〇君に作ってもらうことになり、2千円で成立させてもらっています。

慎重審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、所24、賃14、賃15、賃16を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
*** 以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。***

議長 整理番号 所25、所26、賃17、賃18について、2番 佐藤委員。

佐藤委員 所の25、所26、賃17、賃18について、補足説明をいたします。場所は、北〇〇号道路の〇〇さん宅の近くにある土地で〇〇-3の上部が、〇〇さんの宅地になっています。〇〇さんは、足の調子が悪いということで面積を減らして農業を続けたいということで、規模縮小ということで出されています。

所の25については、受け手が〇〇さんで隣の土地と離れたところの土地を買うことになりました。単価は、7万円で受けていただきました。〇〇-1、〇〇-2、〇〇-1については、パワーアップ事業で暗渠が入っている1町は19万円、残りは18万で受けてもらいました。

続いて所の26、三線川近くの畑です。〇〇さんが、規模拡大したいということで、引き受けることになりました。単価は、10万円です。水はけの悪いところ、2反は7万円で決定させていただいています。

賃の17、18について、親子の土地です。

賃の17について、受け手〇〇さんは規模拡大です。現状は、転作の畑です。改良区の賦課金は決済されていて、発生しない土地です。賃貸料金は、8千円です。

賃の18は、水田で賃貸料金は基盤整備がされているが、8枚に分かれていることから反当6千円となっています。借り手は、向いの〇〇さんっています。

以上で補足説明を終わります。ご審議のうえ、お認めいただきたいと思います。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、所25、所26、賃17、賃18を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

***** 以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。*****

議長 整理番号 所27について4番 数山委員。

数山委員 所の27につて、説明いたします。〇〇さんの住宅近くで、北向きの斜面です。単価は、反当り8万円で決めさせてもらっています。出し手の〇〇さんは、10数年前に離農していまして、賃貸をしていました。今回、双方の話し合いで売買となりました。受け手の〇〇さんは、規模拡大中です。慎重審議のうえ、お認め願います。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、所27を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

***** 以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。*****

議長 整理番号 賃7について11番 菊地委員。

菊地委員 賃の7について、場所は西〇〇線北〇〇号でして、地目は水田ですが、以前客土の土取り場の後で、地形は良くなったが、粘土がきついところです。10年の賃貸をしていたものの継続で、以前は荒れていた土地で柳の木が繁り、放棄地のような状態にありまして、問題となり当時の農業委員会も調査をしていたところです。前回、〇〇さんが草地にするということで、土地改良して大変見やすくなったところです。10年を経て、今回継続ということででた案件です。〇〇さんは、昨年、耕地改良の草地改良事業をして、いい状態になっているところです。単価は、普通の畑作は向かないということで、賃貸料は10aあたり4千円ということで設定させていただいたところです。

慎重審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、賃7を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

***** 以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。*****

議長 整理番号 賃8について5番 白井委員。

白井委員 賃8について、説明いたします。借り手の〇〇さん、出し手の〇〇さん、場所は
鰻の沢の入り口です。河川敷地に隣接し、平成18年に隣接地が斡旋されまして、
平成24年11月30日単価1千円ということで賃貸されています。それに合わせ
て、単価1千円、期間も平成24年11月30日ということで成立したものです。
慎重審議いただき、お認めよろしくお願ひします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、賃8を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

***** 以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。*****

議長 整理番号 賃9、賃10、賃11、賃12、賃13について、8番 村上委員。

村上委員 賃の9、賃の10、以前から10年毎更新して20年にわたり賃貸契約をしているものです。前は、賃貸料を4千円でしたが下がっていることから、今回は3千3百円で賃貸するものです。

賃の11、出し手は〇〇さん、受け手は〇〇さん、再賃貸ということです。賃12、賃13は、〇〇さんの息子さんたちに分けて相続し、同じく賃貸しているものです。前回の単価は、4千円でしたが見直して単価3千3百円ということで賃貸が成立しています。傾斜地ということもあり、下げた経過があります。

慎重審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、賃9、賃10、賃11、賃12、賃13を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

***** 以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。*****

議長 整理番号 賃19、賃20、賃21、賃22、賃23、賃28について10番 一色委員。

一色委員 賃の19、出し手は〇〇さん、借り手は〇〇さん、場所は旧国道沿いの防災センターの手前、三角の土地です。以前も、〇〇さんが作っていた再賃貸です。単価は、反当6千円で決めさせてもらいました。

続いて賃の20、貸主が〇〇さん、借り手が〇〇さん、〇〇さんの息子さんです。乳牛を飼っている、酪農家です。前回までは、〇〇さんが借りていましたが、今回〇〇さんに代えさせていただきます。単価は、〇〇〇〇-1と-2は、形状と客土跡で地力がないということで単価2千円に決めさせてもらいました。それ以外の畑は、単価2千5百円ということ決めさせていただきます。

賃21は、出し手〇〇さん、借り手〇〇さん、継続で再処分ということで前回と同じ、単価10a当り4千円ということです。

賃の22、出し手〇〇さんは今回新しく賃貸の出された人です。西〇〇線道路沿いに住宅があり、私の家の近くです。借り手は、〇〇さんに借りてもらいました。畑の条件は、〇〇-4は平地ですが粘土がきつく、単価3千5百円で決めさせてもらいました。〇〇-16は、土地は容易が、北向きと水が寄りやすく傾斜ということ、〇〇-1も北向きで傾斜がかなりきついです。この2枚については、単価3千円で決めさせてもらいました。

賃の23、出し手〇〇さんですが今回賃貸に出されたものです。場所は、西〇〇線道路の踏切を越えて右側の土地です。田ですが畦はなくなっています、粘土がきつく、湿気ることから単価5千円で決めさせてもらいました。

賃28、先ほどの〇〇さんの通いの田ということで、〇〇さんの向の土地です。旧国道から〇〇号道路に入り、すぐ右側のところです。ほぼ畦もなく、暗渠も入っていないことから、単価は5千5百円に決めさせてもらいました。以上で説明を終わります。

慎重審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、賃19、賃20、賃21、賃22、賃23、賃28を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

***** 以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。*****

議 長

整理番号 賃24、賃25、賃26について3番 大場委員。

大場委員

賃24、賃25、賃26について補足説明いたします。

まず、賃の24ですが、出し手の〇〇さん、2回目の処分案件でございます、20数年〇〇さんに借りていただいている案件でございます、今回も〇〇さんに借りていただくことになっています。場所は、江花の十字路を〇〇方面に向かい、〇〇の東側にある傾斜のひどいところでございますけども、賃貸料は10a 当り2千5百円ということで決定いたしました。

続いて賃の25ですが、出し手の〇〇さん、お母さんが農家をしていましたが亡くなりまして、富良野に仕事に行っていることから、賃貸に出まして〇〇さんが作るということで、借りていただくこととなります。この畑は、新田中に向かい道路沿い中富良野との境界の手前にある畑でございます。形は悪いですが、やや平坦でなんでも取れるという、風も当たらないいい畑でございます、賃貸料4千5百円で決めさせてもらいました。〇〇さんは、規模拡大ということで意欲的に営農していますのでよろしくお願ひします。

次に賃の26、出し手の〇〇さんは現在〇〇町に住んでいますけども、昭和61年〇〇さんが急に亡くなられてまして、営農できないということで隣接の〇〇さんに賃貸している、再処分の案件です。単価は、5百円から1万1千5百円までになっています。〇〇-1のうち約5反は、隣接地の法面になっていることから単価5百円に設定してございます。1万1千5百円の賃貸料の土地は、水田で高いと思われるかもしれませんが、2千円下げてこの額にしました。この水田は、川に隣接していますが、雨が降っていなければいつでも仕事ができる、何を作っても採れる土地で形はよくありませんが、誰でも借りたがる条件の良い水田で1万1千5百円に決まりました。他の畑は、白金の事業で整備されていることから、〇〇さんが賦課金は支払っていることもあり、10a 当り5千円で借りていただきことに決まりました。

慎重審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

菊地委員

白金の事業に係る賦課金は、地主さんが払うということですか。

大場委員

そのとおりです。出し手が、払うことになっています。年間50万円程、払っているそうです。

議 長

これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃24、賃25、賃26、を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

*** 以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。***

議 長 暫時休憩いたします。(長時間により、休息休憩)

事務局長 再開は、午後3時20分といたします。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 諮問第2号「農用地利用集積計画の作成について」

議長 日程第3 諮問第2号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により〇〇番 〇〇委員の退席を求めます。 (〇〇委員退席)
事務局より、諮問第2号、所28を朗読させます。 「事務局」

事務局 「諮問第2号所28号朗読説明」

議長 関係委員より提案に関する補足説明をいたします。
整理番号 所28について、9番 瀬川委員より提案に関する補足説明をいたします。

瀬川委員 〇〇さんの案件で、佐藤君が買うことになりました。
暗渠が入っていて、10a当り〇〇万円で決めさせてもらっています。暗渠の分は、繰り上げ償還されていて、その分は別途支払うことになっています。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、所28について採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

***** 以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。*****

議長 〇〇番 〇〇委員の退席を解きます。 (〇〇委員着席)

議長 つづきまして、整理番号 賃 2 7 の議題といたしますが、農業委員会等に関する法律第 2 4 条、議事参与の制限の規定により〇〇番 〇〇委員の退席を求めます。
(〇〇委員退席)

事務局より、諮問第 2 号、賃 2 7 を朗読させます。 「事務局」

事務局 「諮問第 2 号賃 2 7 号朗読説明」

議長 関係委員より提案に関する補足説明をいたします。
整理番号 賃 2 7 について、5 番 白井委員より提案に関する補足説明をいたします。

白井委員 賃 2 7 について、出し手〇〇さん、受け手〇〇さん、前回に引き続き、継続賃貸ということですので。前回〇〇円でしたが、今回は〇〇万円ということで決まりました。場所は、西〇〇線道路の淵ということですので。慎重審議いただきまして、お認め願います。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、賃 2 7 について採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

***** 以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。*****

議長 1 1 番 〇〇委員の退席を解きます。 (〇〇委員着席)

◎日程第4 議案第1号「農地法3条第1項の規定による許可申請について」

議長 日程第4 議案第1号「農地法3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より、議案第1号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「議案第1号朗読説明」

議長 関係委員より提案に関する補足説明をいたします。番号1について、9番 瀬川委員より提案に関する補足説明をいたします。

瀬川委員 1番について説明いたします。出し手〇〇さんは、相続により取得した農地で〇〇に勤めているため農作業ができないことから、江花で酪農をしている、〇〇さんと10年間の賃貸借契約を結ぶものです。

慎重審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第1号 番号1を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

***** 以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。*****

議長 つづきまして、番号2について9番 瀬川委員より提案に関する補足説明をいたします。

瀬川委員 2番目の申請の説明をいたします。出し手〇〇さんは、〇〇さんが亡くなられてから〇〇さんと賃貸借契約を結んでいましたが、〇〇さんが体調不良なことから規模縮小のため賃貸借契約の合意解約をしたところです。賃貸を、島津地区の〇〇さんと10年間の賃貸借契約を結ぶものです。

慎重審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第1号 番号2を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

***** 以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。*****

議長 つづきまして、関連がありますので合わせて番号3、番号4について5番 白井委員より提案に関する補足説明をいたします。

白井委員 〇〇さん、〇〇さんは親子で、〇〇さんの土地は〇〇さんと使用貸借を結んでいましたが、合意解約をして、規模の縮小のため売買をすることとなりました。
買い手は、草分地区の〇〇さんで経営規模の拡大のため、〇〇さんと〇〇さんの農地を買うこととなりました。

番号3は、日新地区の高台でございます。

番号4は、3と同じく高台の農地と〇〇-117は最終処分場に向かう道路沿いの土地です。

慎重審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより、番号3の質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第1号 番号3を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

***** 以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。*****

議長 これより、番号4の質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第1号 番号4を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

***** 以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。*****

◎日程第5 議案第2号「農地法4条の規定による許可申請について」

議長 日程第5 議案第2号「農地法4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より、議案第2号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「議案朗読説明」

議長 関係委員より提案に関する補足説明をいたします。 議案第2号について、10番一色委員より提案に関する補足説明をいたします。

一色委員 ○○-3番が○○さんの自宅で、斜め向かいの場所です。
この土地は、形もあまりよくなく、白金ダムの事業で管の埋設工事もされたことでかなり荒れた土地になっています。○○さんは、経営規模を拡大、作業の多様化に対応するため、北○○号道路に隣接していますが、面積が狭く耕作条件の悪い不整形な申請地を、農業用施設の建設地として転用したいということです。

慎重審議のうえ、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第2号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

***** 以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。*****

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。
本日は、これにて第24回上富良野町農業委員会を閉会いたします。

閉会（15時45分）

以上、諮問 2 件、議案 3 件の審議を終了し議長閉会を宣す。

午後 3 時 4 5 分

上記農業委員会の顛末に相違ないことを証するため下記署名押印する。

平成 2 2 年 3 月 5 日

上富良野町農業委員会 会長 印

上富良野町農業委員 印

上富良野町農業委員 印